

BORDERLESS HERITAGE

文化遺産

おもてうら

BORDERLESS HERITAGE

和食がユネスコの無形文化遺産に 登録されて見えてきたこと

くまくら いさお
熊倉 功夫

静岡文化芸術大学学長／民博名誉教授



和食が無形文化遺産条約の代表一覧に記載されたことを記した通知書で、ユネスコのボコバ事務局長のサインが入っている

日本の重要無形文化財・重要無形民俗文化財の考えかたは、ユネスコの無形文化遺産の考えかたと必ずしも同じではない。和食が無形文化遺産に登録されたことで、文化財に対する考えかたも再考を迫られている。

驚異的な速さ

和食がユネスコの無形文化遺産の代表一覧に登録されるまでの経緯は、今になって振り返ってみると、奇跡的なスピード感をもって推進されたといえよう。正式に検討会が設けられたのが二〇一一年七月。それから四回の検討会で枠組みが決定され、提案書がユネスコ本部に送られたのが二〇一二年三月であった。その間に修正が加えられ、文化庁の無形文化遺産特

別委員会をとって、同年九月に、二〇一三年最優先審査案件としてユネスコに送られたことが文化庁から発表された。その後も提案書の修正は続き、付録して提出する映像資料（約一〇分間のDVD）が完成したのは、ほとんど二〇一二年の年末であったと記憶している。翌二〇一三年六月ごろには専門委員会審査が進んでいたはずだが、その間の消息はまったく知らされず、同年一〇月に登録するにふさわしいという意見が委員会から本部に送られたことが公表され、提案書をとりまとめてきた一員として、正直、ホッとしたところだった。その約一カ月後の二〇一三年二月四日に、アゼルバイジャンで開催された政府間委員会で登録が正式決定に至った。つまり、二〇一一年七月のスタートから二〇一三年一二月の決定の間、二年五カ月で登録に至ったのは驚異的な速さであったとい

和食への危機感

和食の登録に障害がなかったわけではない。第一に、従来の

無形文化遺産登録の方式に反するいささか異例な手続きがとられた。それまでに日本が申請して登録されている案件は、いずれも国内において重要無形文化財、あるいは重要無形民俗文化財に登録されたもので、そのなかから候補があげられ、諸案件が勘案されて順番に申請されてきたものである。ところが和食は、そうした無形文化財に指定されてもいないし、当然、技術保存の個人も団体も指定されて

いない。それどころか、和食の申請では、国民全体がそのない手というので、これも前例のないことであった。またすでに登録の候補にあがっている案件より先とされたこともめずらしい。つまり和食申請の緊急性が評価されたわけで、その要因は二〇一一年三月一日の東日本大震災によって、食に対する風評被害が世界的に生じたことに対する危機感が働いたと理解している。

法整備の必要性

結果として、新しい課題が文化行政のなかに生まれた。和食文化がユネスコの無形文化遺産に登録された以上、他の無形文化財同様に、国内法でもこれを保護の対象に加えるべく、法の整備をしなければならない、という課題である。つまり文化財保護法の対象の領域に食文化を加える必要が出てきた。



記者発表（2013年12月）。登録を受けて、決定の2日後に農林水産省で開かれた記者会見の様相



検討会（2011年7月）

こうした特別な配慮のなかで和食文化の登録が進められた背景には国をあげての（特に農林水産省のリーダーシップ）応援と国民的支持があったからに違いない。そのなかで共有されたのは、このままでは和食文化が崩壊するという危機感である。ユネスコへの登録を契機に、国内でその保護継承の運動をおこななければならない、という意識である。そのことが、異例づくめの推進を可能にしたの

でもそも文化財保護法に問題があつて、食文化のような生活文化を認めていないだけではなく、西欧の文化概念にない日本独自の文化が排除されているのが大きな問題であろう。たとえば歌舞伎や能は日本独自の芸能であるが、演劇という日欧に共通するジャンルがあるので文化財の対象となっている。しかし、茶の湯やいけばなのような生活文化は、西欧に該当するジャンルがないので、対象とはなっ

ていないのである。茶の湯やいけばなは日本文化の代表のように外交面で扱われながら、伝統文化として文化財保護法の対象にならないことを異常ではないだろうか。

ユネスコの無形文化遺産に「和食」日本人の伝統的な食文化」が登録されたのを機に、日本の文化財保護法を見直し、現代にふさわしい形に整理されてゆくことを大いに期待したい。